

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1. 支援事業者概要

法人名	医療法人 回生会
代表者名	大橋 浩太郎
所在地	熊本県上益城郡嘉島町鯉 1880

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1) 居宅介護支援事業所の所在地及び指定番号

事業所名	熊本回生会病院居宅介護支援センター
所在地	熊本県上益城郡嘉島町鯉 1873-1
連絡先	電話 096—235—2441 FAX 096—237—2435
事業所番号	4 3 1 2 8 1 0 8 0 9
管理者名	緒方 喜代美

### (2) 職員体制

	人数	職務の内容
管理者兼主任介護支援専門員	1名	事業所の運営及び業務全般の管理 居宅介護支援サービスに係る業務
主任介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援サービスに係る業務
介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援サービスに係る業務

### (3) 事業実施地域

事業の実施地域	上益城郡嘉島町・益城町・御船町 甲佐町・熊本市・宇城市 その他近隣市町村(片道30分以内)
---------	---

#### (4) 勤務体制

営業日	営業時間
平日（月～金曜日）	9：00～17：00
土曜日	9：00～12：30
休業日	日曜日・祝祭日その他 ※ 営業日及び営業時間以外にご相談の際は、担当の介護支援専門員に御連絡ください（24時間対応可）

#### (5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	ガイドライン方式（在宅ケアアセスメントマニュアル）を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

#### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

##### (1) 当事業所相談窓口

苦情解決責任者	熊本回生会病院居宅介護支援センター管理者
受付時間	9時～17時（休業日を除く）
電話番号	096—235—2441
FAX 番号	096—237—2435

##### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

##### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の原因を明らかにし、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

#### (4) 熊本回生会病院居宅介護支援センター以外の苦情窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口  
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号  
TEL：096-365-0329  
その他各市区町村介護保険係

#### 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合、下記の通りの対応を致します。

##### ①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

##### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

#### 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

#### 7. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせ頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願い致します。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。

#### 8. 他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

## 10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

- ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙 2」の通りです。

- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等につて、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期がんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

## 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記銘捺印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の際に、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 熊本県上益城郡嘉島町鯉 1873-1  
事業者名 医療法人 回生会  
事業所名 熊本回生会病院居宅介護支援センター  
事業所番号 4 3 1 2 8 1 0 8 0 9  
代表者名 大橋 浩太郎

担当者名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人又は立会人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)